



ソフト認定

ハード認定

ベルコリーヌ港南第 1



基本情報

- ① 港南区日野 8 丁目
- ② ベルコリーヌ港南第 1 管理組合
- ③ 地上 7 階
- ④ 53 戸
- ⑤ 既存・分譲

ハード認定の概要

【耐震性】

昭和63年竣工
建物設備の地震対策を実施

【浸水対策】

1 階に設置している電気設備を内水想定浸水深0.2mより高い位置に設置

【防災倉庫】

2 階の住宅に至るスロープから出入り可能な箇所に防災倉庫を設置

【防災資機材】

LEDランタン、ソーラーパネルセット、工具セット、トランシーバーほか

ベルコリーヌ港南第一 建物設備の地震対策

- | | |
|---|---|
| <p>エレベータ耐震対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢地震時管制運転装置
地震波を検出すると最寄り階まで運転しドアを開く ➢停電時自動着床装置
バッテリー電源に切換えて最寄り階まで運転しドアを開く ➢駆動装置・構造体の強化 | <p>玄関扉の耐震丁番採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢建物に対するドア枠の変形(面内変形)追従性では最高性能 ➢ドア高さ1.9mで15.8mmの変形(目安の震度は6)が生じても、サムターンを回して開錠でき、体重約50kgの人が軽く押す力程度でドアが開けられる |
| <p>※乗客閉じ込めの可能性あり
次ページ管制運転流れ図の口で囲まれた箇所</p> | <p>ガラス飛散防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢エントランス自動ドア、集会室の掃き出し窓と腰高窓に飛散防止フィルムを貼り付け |

▲建物設備の地震対策

ソフト認定の概要

【防災組織】

管理規約に防災管理規則を定め防災委員会を設立
災害対策本部は震度 5 強以上の地震等で設置

【防災マニュアル】

大規模災害時の初期基本行動をまとめた住民向けの防災マニュアルと災害対策本部活動マニュアルを作成

【防災訓練】

AED講習や安否確認訓練を実施（令和 4 年度）

【飲料水等の備蓄】

各家庭で最低 3 日分の食料・水、非常用トイレを備蓄

排水ルール 方法 **2**

マンション内排水制限の開始

【対応方法】 1 2

災害対策本部で実施した「設備確認チェック」で確認できた場合、もしくは、居住者から漏水等の申告があった場合、

災害対策本部より排水制限を発生、排水制限カードを居住者の見えるところに貼り、排水禁止を告知する。

台所や風呂から出る排水を流す排水管やトイレから出る汚水を流す汚水排水管がどこかで破損しているかもしれません。災害対策本部は、排水管の破損状況を確認し、漏れる心配がないと判断したら使用許可を出します。それまでは生活排水を流すことは止めてください。

マンション内排水制限の解除

ライフラインが復旧し、給排水に問題がないと判断できた場合に、排水制限の解除を災害対策本部から発令します。

【確認方法】 管理会社等と協議し、場合によっては建設業者や修繕業者等に排水管の確認などを行う。

▲災害時の排水ルール

ゴミ出しルール ポイント

3 種類のゴミの対処を考える

震災ゴミ

汚物

生活ゴミ

大地震によって壊れた家具やガラスなどの「震災ゴミ」、家内の排泄物をまとめた「汚物」、日々の食生活や生活で発生する「生活ゴミ」の3種類に分類して考えます。
(※、自治体ルールに従った分別をする必要もあります。)

震災ゴミ

壊れた家具や食器、ガラス製品、家電製品など、災害によって被害を受けて使えなくなった物全般を指します。ゴミ収集が止まっている状況で住民全員が出したらマンションのゴミ置き場はすぐに一杯になります。

対処方法

自治体のゴミ集積場が再開されるまでは、各住戸でゴミを保管するよう周知します。袋に積み上げておく、ゴミがゴミを呼び、マンション外の人がゴミを運んでいくこともありますので、なるべく住戸外に出さないように災害対策本部から居住者へ通知します。

汚物

マンション内での滞留生活において排水できない場合には、トイレが破えず排泄物などがたまりやすくなります。これらは汚物として扱い、消臭等の衛生対策が必要となります。

生活ゴミ

普段の生活で発生するゴミ類です。食器の生ゴミなども生活ゴミに含まれます。生ゴミも消臭等の対策が必要となります。

ポイント

災害後のゴミ処理問題は深刻です。特に排泄と関連しているため、いかに衛生的な状態を維持できるか、マンション全体での協力体制が必要となります。

▲災害時のごみ出しルール